

岩手県告示第 409 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 5 月 23 日

岩手県知事 達 増 拓 也

訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
田野畑村	下閉伊郡田野畑村田野畑 143 番地 1	田野畑村訪問看護ステーション	下閉伊郡田野畑村田野畑 120 番地 1	平成 20 年 3 月 31 日